

令和5年7月11日（火）午後13時30分より、7月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地改良行為届について
その他 地域計画について

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年8月10日（木） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継
6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 15番 山見良一
16番 黒岩末義 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 4番 實藤正敏 5番 白石和雄 14番 渡邊芳治 17番 平田利雄

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は9番、10番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名9番、10番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う賃借権設定の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他 地域計画について

議長 柳 それでは、議案第1号の説明をお願いします。なお、1番と2番は同一農地での申

請となっておりますので、一括での審議をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番・2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 どちらの案件も5月の農業振興地域整備計画の変更にて農振農用地から農業用施設用地に変更されたものになります。

まず、1番の転用目的は育苗、農機具保管施設、農業用機械置場になります。

申請地は、前回は説明があったように10年以上前から倉庫やハウスが建てられており、農業用施設として実際に利用されています。雨水は西側の既存の水路に放流されています。汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置は特にありません。資金計画、見積書等は確認しております。始末書が添付されており、総会への出席が求められたため、申請者の行政書士と貸人と借人の3名が来られています。ただし、倉庫などを建てた時の貸人と借人は共に今は亡き親の世代の話であり、互いに当時の契約や利用状況についてはあまり詳しいことは分からないようです。

また、2番の転用目的は作業場、物置、農業用機械置場になります。

こちらは、所有者の孫が現在農業研修3年目で、今後自立して農業を始めるために農業用施設として利用する計画です。こちらにも駐車場や資材置場として利用されていたため、砂利敷きでコンテナや仮設トイレが置かれています。雨水は西側の既存の水路に放流されています。汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置は北側の農地部分との境にコンクリートブロック2段を設置されています。資金計画、見積書等は確認しております。始末書の内容は1番と同様のものです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 5月の総会でも説明がありましたが、本日は本人に来てもらってますので、何かあれば直接聞いていただけたらと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 十数年前の話みたいですが、つい最近の話ですね。30年以上前とかだったら仕方ない気はしますが。毎月のように始末書が出されていますが、始末書さえ出せば認められるだろうという軽い気持ちで思われてはいけないと思いますよ。原則は農地に戻させないといけないんですから。私は親から農地は絶対に勝手に扱ってはいけないと厳しく教えられていましたよ。

10番 樋口委員 かなり大きく農業をされているところで、そこが農地法を知らないでやってしまっていたというのはいくら父親の代だったといってもちょっとねえ。

議長 柳 他に皆さんから本人さんが来る前に言っておきたいことはありませんか。なければ本人さんをお呼びください。

(申請人入室)

議長 柳 本日は災害で大変な中来ていただいてすみません。内容については皆さん話を聞いて父親の代のことだとは分かりましたが、農地法については行政書士さんはもちろん、借人さんは知っていますよね。貸人さんは知らないかもしれませんが。

- 借人 すみません、あまり詳しくは分かっておりません。
- 議長 柳 もちろん皆が細かいことまで分かっているとは思いませんが、農地に勝手に建物を建てたりしてはいけないことぐらいは分かるはずですよ。
- 借人 はい。当時父親が手続きをやっているものだと思い込んでました。
- 議長 柳 砂利を入れることについては完全にダメってわけではないんです。トラックを入れて作業するためのちょっとしたものであればそれは必要なことだとは思いますが。ぬかるんだ土に突っ込む訳にはいきませんので。ただ今回は面積が広すぎますよね。明らかに手続きが必要なものとは見て分かるのできちんと確認をすべきだったと思います。他の委員さんも何かあれば意見や質問をお願いします。
- 10 番 樋口委員 私からもちょっとした不満を言わせていただきます。貸人さんにですけれども父から相続されて農地に施設があるなということは土地の一覧で地目を確認して分かったのでしょうか。私は父から土地を相続した時は全て確認していましたよ。農地法という法律があるのにおかしいとは思わなかったのでしょうか。
- 貸人 法律で手続きが必要なことは全く分かりませんでした。農業委員会から通知が届いて初めて知ってとても驚きました。
- 10 番 樋口委員 また借人さんは近くにもハウスがたくさんあるかと思いますが誰が建てたのですか。
- 借人 父が建てております。
- 10 番 樋口委員 砂利敷きとかもされてあっておかしいなと思われたりしなかったんですかね。借人さんは市町村をまたいで幅広くされてありますが、それだけのところが違反しているとなると、あそこがやっているんだからうちもいいたろうってなってしまうたりしますよ。影響力が大きいと思うので十分気を付けてやっていただきたいです。
- 18 番 河野委員 私としてはお孫さんが農業をされるということで後継者として頑張ってもらいたいという気持ちは大きくあります。ただし、違反状態だったということで、簡単にはうんと言えない部分があります。私が子どもの頃は農地は国のものだから大事にしないといけないと教えられていました。それだけ農地とは大切で勝手に扱ってはいけないものなんです。そのことは分かっていたかと思いますが。
- 15 番 山見委員 始末書を出しておけば罰金とかはないからという軽い気持ちで思われているかもしれませんが、本来は農地に戻してから申請をしないといけないんです。許可がもらえないと施設は建てられないので。場合によっては撤去しないといけない可能性がありますからね。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければこれから採決を採りますので申請人の方々は一度退室をお願いします。
- (申請人退室)
- 議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当になりました。
- それでは申請人を呼んでください。

(申請人入室)

議長 柳 お待たせしました。今回の申請は許可相当ということになりました。ただし、今後は十分気を付けるようにしておいてくださいね。借人さんは幅広く農業をされており、あなたのところが何かしでかすと影響が大きいのです。また、行政書士さんは農地法に違反してはいけないということを教える立場にあると思いますので、そこをきちんと教えてあげてくださいね。よろしくお願いします。

(申請人退室)

議長 柳 それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田1筆643㎡の売買で反当り70万円になります。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 北部土地改良区でずいぶんもめた案件です。●●さんの仲介で何とかここまでくることができました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号2番と3番の説明をお願いします。同一の申請者ですので一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第2号2番・3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑3筆4,866㎡の売買で17,760,900円です。

3番は畑2筆1,320㎡の売買で10,296,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 最近草ば一ぼーになってきてます。4箇所程耕作されている部分はきれいなんです。がそれ以外の奥にある農地などは草が伸びっぱなしです。最初に来られて言われてあった話と違うじゃないかとは思いますが。

事務局 辻 先月の20日頃に事務局で現地の写真を撮って草を刈るように通知を出しております。一度窓口に来られましたが、今年から担当者が変わったそうで、すぐに刈るように話をしておくとは言われていました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆2, 545㎡、畑1筆117㎡の売買で790, 315円になります。

2番については田1筆1, 220㎡の売買で752, 000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については大刀洗校区で1反～2反の多くのほ場の借入を希望されています。申出者の現在の耕作面積は28, 398㎡です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

7番 井手委員 大刀洗校区では空いてる農地はほとんどないから簡単には見つからんでしょう。

議長 柳 下高橋や上高橋はなかなかないからですねえ。ただ本人は大刀洗校区希望ということですので、あっせん委員は大刀洗校区の委員全員でお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については新規就農者が大刀洗校区と菊池校区で農地を探されており、目標面積は1町5反とされています。借入希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は大刀洗校区と菊池校区の全員でお願いします。何か情報があれば事務局に連絡をしてあげてください。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については①1, 022㎡の畑②856㎡の畑2筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は河野委員と松本委員の2名をお願いします。

続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 辻 4番については409㎡の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は佐田委員と花田委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 335㎡の田を30cm盛土する改良行為の届出になります。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。